

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成26年1月



株式会社 **ダイセキ環境ソリューション**

この目論見書により行う株式1,061,208,000円（見込額）の募集（その他の者に対する割当）及び株式749,280,000円（見込額）の募集（一般募集）並びに株式117,912,000円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成26年1月24日に東海財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、発行価格及び売出価格等については、今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。
 - *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年1月25日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年2月3日から平成26年2月6日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
 - *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
 - *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。

2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.daiseki-eco.co.jp/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

発行価格 未定

売出価格 未定

株式会社ダイセキ環境ソリューション

名古屋市港区船見町 1 番地86

目 次

頁

【表紙】

(株価情報等)

1 【株価、PER及び株式売買高の推移】	1
2 【大量保有報告書等の提出状況】	2

第一部 【証券情報】	3
------------------	---

第1 【募集要項】	3
-----------------	---

1 【新規発行株式】	3
2 【株式募集の方法及び条件】	3
3 【株式の引受け】（一般募集）	6
4 【新規発行による手取金の使途】	6

第2 【売出要項】	8
-----------------	---

1 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
2 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9

第3 【第三者割当の場合の特記事項】	11
--------------------------	----

1 【割当予定先の状況】	11
2 【株券等の譲渡制限】	12
3 【発行条件に関する事項】	12
4 【大規模な第三者割当に関する事項】	12
5 【第三者割当後の大株主の状況】	13
6 【大規模な第三者割当の必要性】	13
7 【株式併合等の予定の有無及び内容】	13
8 【その他参考になる事項】	13

第二部 【公開買付けに関する情報】	14
-------------------------	----

第三部 【参照情報】	14
------------------	----

第1 【参照書類】	14
-----------------	----

第2 【参照書類の補完情報】	15
----------------------	----

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	17
----------------------------	----

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】	17
---------------------------	----

第五部 【特別情報】	17
------------------	----

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	18
-----------------------------------	----

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	19
----------------------------	----

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年1月24日
【会社名】	株式会社ダイセキ環境ソリューション
【英訳名】	Daiseki Eco. Solution Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 二宮 利彦
【本店の所在の場所】	名古屋市港区船見町1番地86
【電話番号】	052(611)6350
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理本部長 村上 実
【最寄りの連絡場所】	名古屋市港区船見町1番地86
【電話番号】	052(611)6350
【事務連絡者氏名】	取締役企画管理本部長 村上 実
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	その他の者に対する割当 1,061,208,000円 一般募集 749,280,000円 オーバーアロットメントによる売出し 117,912,000円

（注）1. その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2. 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

3. 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集（一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。）及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

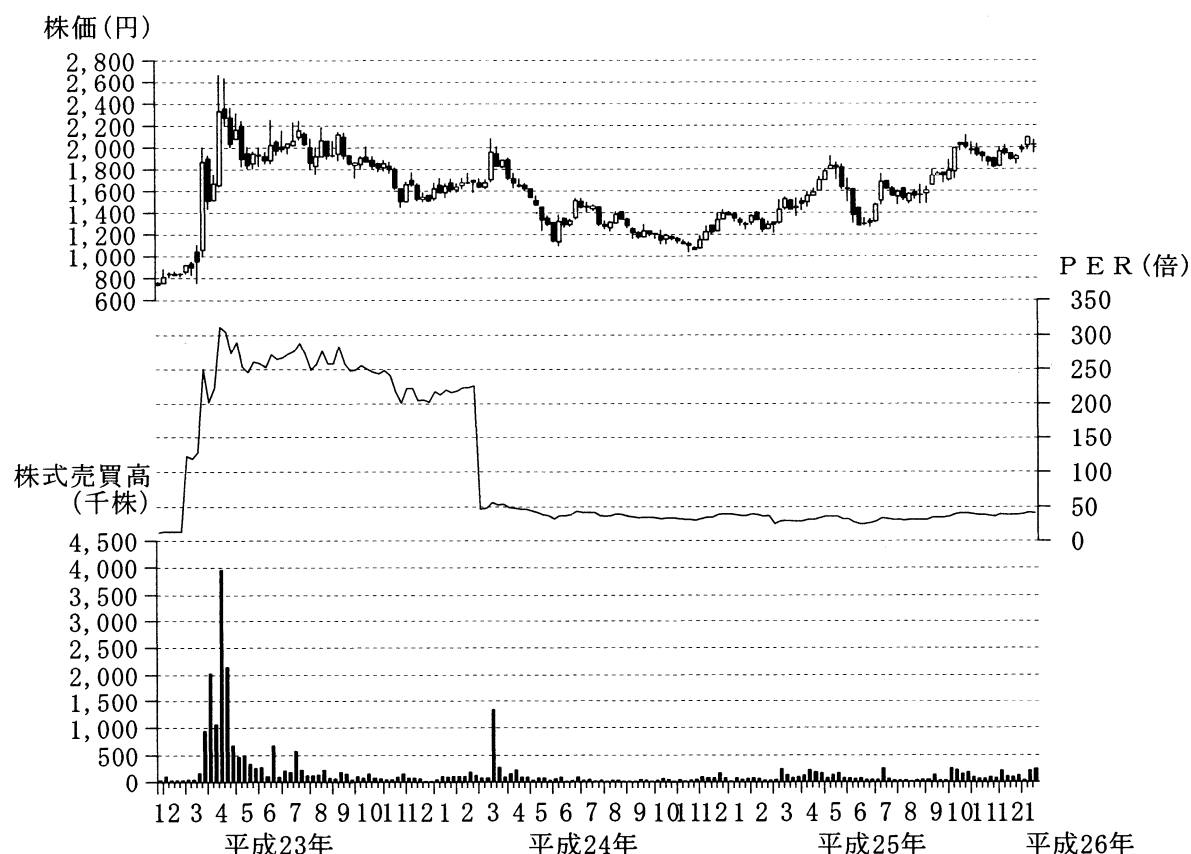
【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年1月24日から平成26年1月17日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



- (注) 1. 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割を行っており、株価、P E R及び株式売買高の推移（週単位）については、下記（注）2.乃至4.に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。
2. ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
なお、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を100で除して得た数値を株価としております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
3. P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

- ・週末の終値については、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を100で除して得た数値を週末の終値としております。
- ・1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。

平成23年1月24日から平成23年2月28日については、平成22年2月期有価証券報告書の平成22年2月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成23年3月1日から平成24年2月29日については、平成23年2月期有価証券報告書の平成23年2月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成24年3月1日から平成25年2月28日については、平成24年2月期有価証券報告書の平成24年2月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成25年3月1日から平成26年1月17日については、平成25年2月期有価証券報告書の平成25年2月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

※平成25年2月期より連結財務諸表を作成しております。

4. 株式売買高については、平成25年9月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に100を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年7月24日から平成26年1月17日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	940,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成26年1月24日(金)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法」に記載のとおり、一般募集（以下「一般募集」という。）400,000株及びその他の者に対する割当（以下「その他の者に対する割当」という。）540,000株の合計であります。

3. 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成26年1月24日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社に割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。

5. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年2月3日(月)から平成26年2月6日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け（一般募集）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	540,000株	1,061,208,000	530,604,000
一般募集	400,000株	749,280,000	374,640,000
計（総発行株式）	940,000株	1,810,488,000	905,244,000

(注) 1. 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2. 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年1月17日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】 (一般募集)

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1. 2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注) 1. 2.	未定 (注) 1.	100株	自 平成26年2月7日(金) 至 平成26年2月10日(月) (注) 3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年2月14日(金) (注) 3.

(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年2月3日(月)から平成26年2月6日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト(「URL」<http://www.daiseki-eco.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年1月31日(金)から平成26年2月6日(木)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年2月3日(月)から平成26年2月6日(木)までを予定しております。

したがいまして、

- ① 発行価格等決定日が平成26年2月3日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年2月4日(火) 至 平成26年2月5日(水)」、払込期日は「平成26年2月10日(月)」
 - ② 発行価格等決定日が平成26年2月4日(火)の場合、申込期間は「自 平成26年2月5日(水) 至 平成26年2月6日(木)」、払込期日は「平成26年2月12日(水)」
 - ③ 発行価格等決定日が平成26年2月5日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年2月6日(木) 至 平成26年2月7日(金)」、払込期日は「平成26年2月13日(木)」
 - ④ 発行価格等決定日が平成26年2月6日(木)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意下さい。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（一般募集）へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
 5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
 6. 申込証拠金には、利息をつけません。
 7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがいまして、

- ① 発行価格等決定日が平成26年2月3日(月)の場合、受渡期日は「平成26年2月12日(水)」
 - ② 発行価格等決定日が平成26年2月4日(火)の場合、受渡期日は「平成26年2月13日(木)」
 - ③ 発行価格等決定日が平成26年2月5日(水)の場合、受渡期日は「平成26年2月14日(金)」
 - ④ 発行価格等決定日が平成26年2月6日(木)の場合、受渡期日は「平成26年2月17日(月)」
- となりますのでご注意下さい。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

(3) 【申込取扱場所】（一般募集）

後記「3 株式の引受け（一般募集）」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】（一般募集）

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 内田橋支店	名古屋市南区内田橋一丁目2番11号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

(5) 【募集の条件】（その他の者に対する割当）

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	100株	自 平成26年2月7日(金) 至 平成26年2月10日(月) (注) 1.	該当事項はありません。	平成26年2月14日(金) (注) 1.

(注) 1. 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2) 募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2. 全株式を株式会社ダイセキに割当て、一般募集は行いません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所（その他の者に対する割当）へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所（その他の者に対する割当）へ発行価格を払込むものとします。

(6) 【申込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
株式会社ダイセキ環境ソリューション 本社	名古屋市港区船見町1番地86

(7) 【払込取扱場所】（その他の者に対する割当）

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 内田橋支店	名古屋市南区内田橋一丁目2番11号

3 【株式の引受け】（一般募集）

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	292,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所（一般募集）へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額（発行価格）と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	32,000株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	24,000株	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	16,000株	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	12,000株	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	12,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	12,000株	
計	—	400,000株	—

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,810,488,000	19,000,000	1,791,488,000

(注) 1. 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額（発行価額の総額の計）は、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,791,488,000円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限111,392,000円と合わせ、手取概算額合計上限1,902,880,000円について、平成27年8月までに1,600,000,000円を当社グループの設備投資資金に、残額については平成26年2月までに当社の短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

当該設備投資については、550,000,000円を平成26年6月までに当社におけるPCB廃棄物保管倉庫の新設資金に、1,050,000,000円を平成27年8月までに当社子会社である株式会社グリーンアローズ中部における廃石膏ボードリサイクルの第二工場の新設資金に充当する予定であります。

当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）現在、以下のとおりとなっております。なお、当社子会社の設備投資資金への充当については、当社から当該子会社への融資を通じて行う予定であります。

会社名 事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 弥富倉庫 (愛知県弥富市)	その他（PCB関連事業）	土地、建物	550,000	—	増資資金	平成26年2月	平成26年6月	(注) 2.
株式会社グリーンアローズ中部 東海リサイクルセンター第二工場 (名古屋市港区)	廃石膏ボードリサイクル事業	土地、建物、機械装置	1,050,000	—	自己資金、借入金及び増資資金	平成26年1月	平成27年8月	固化材の生産能力約100%の増加

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. PCB廃棄物の保管倉庫の新設を目的としており、能力増加はありません。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	60,000株	117,912,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.daiseki-eco.co.jp/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年1月17日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1.	自 平成26年2月7日（金） 至 平成26年2月10日（月） （注）1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	—	—

（注）1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 株式の受渡期日は、平成26年2月17日（月）（※）であります。

※ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件（一般募集）」における株式の受渡期日と同一といたします。

3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から60,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、60,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年1月24日（金）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式60,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年2月26日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年2月19日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2.）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 60,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間（申込期日） | 平成26年2月25日（火） |
| (6) 払込期日 | 平成26年2月26日（水） |

(7) 申込株数単位 100株

2. シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成26年2月3日(月)の場合、「平成26年2月6日(木)から平成26年2月19日(水)までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成26年2月4日(火)の場合、「平成26年2月7日(金)から平成26年2月19日(水)までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成26年2月5日(水)の場合、「平成26年2月8日(土)から平成26年2月19日(水)までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成26年2月6日(木)の場合、「平成26年2月11日(火)から平成26年2月19日(水)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、その他の者に対する割当の割当先である株式会社ダイセキ、当社株主である株式会社イトジ及び二宮利彦は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年1月24日(金)開催の取締役会において株式会社ダイセキを割当先とする当社普通株式540,000株の第三者割当増資（その他の者に対する割当）を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式会社ダイセキは当社の親会社であり、平成25年8月31日現在、当社の総議決権数の54.0%の議決権を所有しておりますが、引き続き親会社である株式会社ダイセキとの関係を維持し、経営を安定的に保つためにその他の者に対する割当を行うものです。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。

なお、その他の者に対する割当は、支配株主との取引等に該当いたします。当社が平成24年4月18日に公表したコーポレート・ガバナンス報告書では「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、「株式会社ダイセキとの取引については、一般取引と同様に公正かつ適正な条件及び手続により行っております。」と記載しております。その他の者に対する割当は一般募集と同時に行われ、公正かつ適正な条件及び手続により行っており、当該指針に適合していると判断しております。また、支配株主と利害関係を有しない社外監査役3名から、その他の者に対する割当は一般募集と同時に行われ、資金使途、発行条件等は合理的であり、また、割当先の現在の持株比率を上昇させるものでもないことから、総合的に勘案して、当社の少数株主に不利益を与えるものではないと判断できる旨の意見を平成26年1月24日付で得ております。

なお、一般募集が中止となる場合は、その他の者に対する割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称		株式会社ダイセキ	
	本店の所在地		名古屋市港区船見町 1 番地86	
	直近の有価証券報告書等の提出日		有価証券報告書 事業年度 第55期（自 平成24年 3 月 1 日 至 平成25年 2 月28日）	平成25年 5 月24日 関東財務局長に提出
			四半期報告書 事業年度 第56期第 1 四半期（自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31 日）	平成25年 7 月10日 関東財務局長に提出
			四半期報告書 事業年度 第56期第 2 四半期（自 平成25年 6 月 1 日 至 平成25年 8 月31 日）	平成25年10月10日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度 第56期第 3 四半期（自 平成25年 9 月 1 日 至 平成25年11月30 日）			平成26年 1 月10日 関東財務局長に提出	
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成26年 1 月24日現在）	—	
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成26年 1 月24日現在）	3, 233, 600株	
	人事関係		割当予定先の社外監査役 1 名が当社の社外監査役を兼務しております。	
	資金関係		該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係		割当予定先より当社へ環境分析の委託、産業廃棄物処理の委託、当社より割当予定先へ産業廃棄物処理の委託の取引があります。	
c. 割当予定先の選定理由			当社は、親会社である割当予定先を中心とする企業グループの一員であります。当社の事業活動において、割当予定先及び割当予定先を中心とする企業グループの総合力を多面的に活用できるメリットがあります。引き続き割当予定先との良好な関係を維持することにより、当社グループの企業価値向上に資するものと考え、その他の者に対する割当の割当予定先といたしました。	
d. 割り当てようとする株式の数			当社普通株式 540, 000株	
e. 株券等の保有方針			割当予定先は、親会社として今後の経営安定維持のため、長期的に保有する方針であります。 割当予定先より、当該割当予定先がその他の者に対する割当の払込期日から 2 年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約をいただきます。 なお、割当予定先は、野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。	

f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在について、割当予定先が平成26年1月10日に関東財務局長に提出した第56期第3四半期報告書により、当該割当予定先が割当予定株式の払込金額の払込みに足りる現預金その他流動資産を保有していることを確認しております。
g. 割当予定先の実態	割当予定先は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所市場第一部に上場しており、割当予定先が当該取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書に記載している反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、当該取引所のホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の発行価格は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、その他の者に対する割当の発行価格（払込金額）の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の発行価格（払込金額）は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、発行価格（払込金額）の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年1月24日（金）開催の取締役会において、監査役4名全員（うち社外監査役3名）が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は540,000株（議決権の数5,400個）であり、平成26年1月24日現在の当社の発行済株式総数5,986,300株に対する割合は9.0%（平成25年8月31日現在の総議決権数59,863個に対する割合は9.0%）に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大1,000,000株（議決権の数最大10,000個）であり、平成26年1月24日現在の当社の発行済株式総数5,986,300株に対する割合は最大16.7%（平成25年8月31日現在の総議決権数59,863個に対する割合は16.7%）に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は、当社グループの今後の成長戦略に不可欠な設備投資資金に充当する予定であり、これにより、当社グループがこれまで以上に強固な事業基盤を確立し、中長期的な業績の向上に貢献するとともに、更なる企業価値の向上をもたらすものであります。また、借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に貢献するものであります。したがって今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社ダイセキ	名古屋市港区船見町1番地86	3,233,600	54.02	3,773,600	54.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	514,000	8.59	514,000	7.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	205,600	3.43	205,600	2.94
株式会社イトジ	名古屋市天白区表山二丁目101番地	144,000	2.41	144,000	2.06
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	88,000	1.47	88,000	1.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	80,000	1.34	80,000	1.15
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄三丁目33番13号	80,000	1.34	80,000	1.15
新東昭不動産株式会社	名古屋市中区錦三丁目4番6号	80,000	1.34	80,000	1.15
株式会社タケエイ	東京都港区芝公園二丁目4番1号	80,000	1.34	80,000	1.15
ダイセキ環境ソリューション従業員持株会	名古屋市港区船見町1番地86	49,800	0.83	49,800	0.71
計	—	4,555,000	76.09	5,095,000	72.93

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成25年8月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。ただし、所有株式数は、平成25年9月1日付株式分割（普通株式1株を100株に分割）による増加分を加味した数字であります。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成25年8月31日現在の所有株式数及び総議決権数に、平成25年9月1日付株式分割（普通株式1株を100株に分割）、一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期（自 平成24年 3 月 1 日 至 平成25年 2 月28日）平成25年 5 月23日東海財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第 1 四半期（自 平成25年 3 月 1 日 至 平成25年 5 月31日）平成25年 7 月10日東海財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第 2 四半期（自 平成25年 6 月 1 日 至 平成25年 8 月31日）平成25年10月10日東海財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第 3 四半期（自 平成25年 9 月 1 日 至 平成25年11月30日）平成26年 1 月10日東海財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年 1 月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成25年 5 月24日に東海財務局長に提出

6 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成25年 5 月27日に東海財務局長に提出

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成26年 1 月24日に東海財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年1月24日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

当社グループの経営成績、財務状態及び株価等、投資者の判断に重要な影響を与える可能性のあるリスクは以下のようなものがあります。当社グループとして必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断の上で、あるいは当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資者及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の予防及び発生の際の対応に努力する方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本頁以外の記載を慎重に検討の上、行われる必要があると考えられます。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 法的規制リスク

当社グループの事業に係る主要な法的規制は以下のとおりであります。当社グループでは、コンプライアンス勉強会を定期的実施するなど、法的規制の遵守を徹底しておりますが、これらの規制に抵触することがあった場合には、営業の停止命令や許可取消し等の行政処分を受ける可能性があります。

① 建設業関係法令

当社グループの土壤汚染処理事業は、原位置での処理の場合と、土壌を掘削し、掘削除去した土壌を処理する場合があり、原位置での処理と土壌の掘削については、土木工事に該当するため、「建設業法」の規制を受けます。

当社グループは、土木工事業等について「特定建設業」の許可を取得しておりますが、万一、「建設業法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

② 産業廃棄物処理業関係法令

当社グループのリサイクル事業は、主に廃蛍光灯の収集運搬及び破碎処理と廃乾電池、廃バッテリーの収集運搬を行い、適切にリサイクルを実施している最終処分業者へ搬入することを内容としておりますが、当該事業は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」という。）の規制を受けます。

また、当社グループの廃石膏ボードリサイクル事業は、主に廃石膏ボードの中間処理を行っておりますが、当該事業も「廃掃法」の規制を受けます。

当社グループは、「廃掃法」に基づいて、廃蛍光灯の破碎による中間処理及び廃蛍光灯、廃乾電池、廃バッテリー等を収集運搬するために必要な許可をそれぞれ取得し、また、廃石膏ボードの中間処理を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一、「廃掃法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

③ 土壤汚染調査関係法令

当社グループの土壤汚染調査事業は、工場跡地等の不動産の売買時や、同土地の再開発時等に汚染の有無を確認するための調査ですが、「土壤汚染対策法」で土壤汚染状況調査を義務付けられた区域の調査は、環境大臣による指定を受けた「指定調査機関」が調査を行うこととされております。

当社グループは、「指定調査機関」の指定を受けております。当社は過去において行政処分を受けた事実はありませんが、万一、次のいずれかに該当するときには「土壤汚染対策法」に抵触し、その指定が取り消される可能性があります。「指定調査機関」の指定を取り消された場合は、「土壤汚染対策法」で土壤汚染状況調査及び第16条第1項の調査（以下、「土壤汚染状況調査等」という。）を義務付けられた区域の調査

を受注することができなくなるため、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

- i. 欠格条項（土壤汚染対策法第30条第1号及び第3号）のいずれかに該当するに至ったとき。
- ii. 土壤汚染対策法第35条（変更の届出）、第37条第1項（業務規程）又は第38条（帳簿の備付け等）の規定に違反したとき。
- iii. 土壤汚染状況調査等の実施又はその方法の改善命令（土壤汚染対策法第36条第3項）又は適合命令（土壤汚染対策法第39条）に違反したとき。
- iv. 不正の手段により指定を受けたとき。

④ 計量証明関係法令

当社グループの計量証明事業は、土壤中の有害物質の分析や、廃棄物の成分分析を主に行っており、当該事業は「計量法」の規制を受けます。

当社グループは、「計量証明事業」の認定を受けております。当社グループは過去において行政処分を受けた事実はありませんが、万一、次のいずれかに該当するときには「計量法」に抵触し、その認定が取り消される可能性があります。「計量証明事業」の認定を取り消された場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

- i. 計量法第59条第1項（事業所の所在地の変更等の届出）の規定に違反したとき。
- ii. 計量法第110条第1項の規定による届出に係る事業規定を実施していないと認めるとき。
- iii. 計量証明事業についての不正の行為をしたとき。
- iv. 不正の手段により登録を受けたとき。

⑤ BDF事業関係法令

当社グループのBDF事業は、主にBDFの製造販売を行っておりますが、当該事業は主として「消防法」及び「廃掃法」の規制を受けます。当社グループは、「消防法」及び「廃掃法」に基づいて、BDFの製造販売を行うために必要な許可を取得しておりますが、万一、「消防法」及び「廃掃法」に抵触し、当該営業の全部又は一部の停止命令や許可取消し等の行政処分を受けた場合は、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

(2) 市場ニーズの変化

当社グループの営業収入のうち、重要な部分を占める土壤汚染調査・処理の需要は、企業の環境投資や「土壤汚染対策法」及び各地方自治体により施行される条例等の影響を受けます。

例えば、土壤汚染調査が必要な場合は、有害物質使用特定施設の使用が廃止された場合や、3,000㎡以上の土地の形質変更を届け出て都道府県知事等に汚染の恐れがあると判断された場合（土壤汚染対策法）等、法令や条例等により具体的に決められており、その際の調査方法、浄化対策等もそれぞれ法令や条例等で基準が設定されております。

今後、法令や条例等が新設又は改正される場合、その内容によっては、調査、処理の機会が増加し、調査方法、浄化対策等の基準もさらに厳しくなると考えられます。その結果、土壤汚染調査・処理の需要が拡大する可能性があります。法規制の強化に当社グループが対応できない場合は、拡大する需要を受注に結びつけられず、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競争の状況

土壤汚染調査・処理事業に参入している業者は増加しており、競争は激化しております。土壤汚染調査・処理事業の市場は、平成15年2月に施行された「土壤汚染対策法」を契機に拡大した新しい市場であり、多くの業種からの新規参入者があったためです。当該事業には、地質調査会社（現地ボーリング調査）、計量証明事業者（土壤の有害物質分析）、建設業者（原位置浄化、掘削除去）、産業廃棄物処理業者（土壤処理）等の多くの業種が、それぞれの得意分野（（ ）内は各社の得意分野を示す。）を活かして参入しております。当社グループは、ある特定の得意分野だけではなく、調査計画を立案するコンサルティング業務から、現地調査、サンプリングした土壤の分析、汚染土壤の処理まで、幅広く自社で対応できる「土壤汚染対策のトータルソリューション企業」として、他社との差別化を図っておりますが、競合他社との受注競争が激化する中で、厳しい条件で受注する傾向が進みますと、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 売上計上時期が計画から遅れる可能性

土壌汚染調査・処理は多くの場合、工場閉鎖、土壌調査、工場解体、土壌処理、新しい建築物（マンション等）の建設という一連の工程の中で実施されます。したがって、何らかの事情で工場閉鎖時期が遅れる、又は解体工事の着工が遅れる等、当社グループに起因しない事情により、土壌汚染調査・処理の実施時期が遅れる場合があります。また、汚染の状況によっては、追加調査が必要な場合があります。このような場合は、調査期間が長引く若しくは土壌汚染処理の実施時期が遅れることもあるため、結果として売上計上時期が計画から遅れる可能性があります。

(5) 汚染の状況によって、処理費用が変動する可能性

汚染土壌の処理費用は、事前に土壌のサンプルをもとに積算し、処理価格を決定しますが、実際の処理土壌が土壌のサンプルと状況が違う場合は、処理費用が変動する可能性があります。その場合は、顧客へ説明し、処理価格の変更を行います。例えばリサイクル処理か、それ以外の処理かにより利益率が異なるため、利益率の低い処理方法を選択せざるを得ない場合は、予定の利益を確保できない可能性があります。

(6) セメント工場での汚染土壌受入態勢に変化がある可能性

国内のセメント工場は、当社が汚染土壌を加工して生産したリサイクル原料を継続的に受入れる態勢をとっております。しかしながら、各工場では、設備の定期修理等で、半月から1ヶ月程度、セメント生産を全部又は一部停止する場合があります。その期間中は、原料の受入を中断、又は受入量を減らすため、汚染土壌の受入態勢に変化があります。停止時期は、各工場でまちまちであるため、当社グループは、全国規模で、受入先の工場を確保することでリスクを回避しており、他社との差別化を図っておりますが、万一、セメント工場の受入態勢の変化に対応できない場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 親会社との関係（グループ内の位置付け、取引関係）

ダイセキグループ内における当社の位置付け

グループ内における当社グループの位置付けは「第1 企業の概況 3 事業の内容 [事業系統図]」に記載しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ダイセキ環境ソリューション 本社

（名古屋市港区船見町1番地86）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社ダイセキ環境ソリューション
代表者の役職氏名	代表取締役社長 二宮 利彦

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行する株券は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されております。
- 3 当社の発行済株券は、算定基準日（平成25年10月11日）以前3年間の金融商品市場における売買金額の合計を3で除して得た額が100億円以上であり、かつ、3年平均上場時価総額が100億円以上であります。
 - (1) 売買金額の合計を3で除して得た額 16,483百万円
 - (2) 3年平均上場時価総額 10,344百万円

(参考)

(平成23年10月11日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
195,500円	×	59,863株 = 11,703百万円

(平成24年10月11日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
123,900円	×	59,863株 = 7,417百万円

(平成25年10月11日の上場時価総額)

東京証券取引所における最終価格	発行済株式総数	
1,990円	×	5,986,300株 = 11,912百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

当社グループは、平成26年1月24日現在、当社及び連結子会社1社（株式会社グリーンアローズ中部）により構成されております。

当社グループは、親会社である株式会社ダイセキの企業グループに属しており、汚染土壌の調査・処理事業、廃石膏ボードリサイクル事業、廃蛍光灯等リサイクル事業及び環境分析事業を主な事業内容としております。セグメント別の事業内容は次のとおりであります。

- ① 土壌汚染調査・処理事業・・・汚染土壌の調査から浄化処理まで一貫して請負っております。調査計画を立案するコンサルティング業務から、現地調査、サンプリングした土壌の分析、汚染土壌の処理まで、全工程を自社で対応できる「土壌汚染対策のトータルソリューション企業」であることが当社グループの特徴です。

（土壌汚染調査部門）

地歴等を調査する資料等調査、現地ボーリング調査、サンプル土壌の分析を行っております。また、調査計画の立案から調査結果に基づいた土壌処理対策の提案まで、調査にかかわる全工程を自社グループで対応できるため、情報管理、迅速性、価格競争力等で、他社との差別化を図っております。

（土壌汚染処理部門）

主な処理方法としては汚染土壌の掘削除去です。掘削除去した土壌は、当社グループリサイクルセンターで加工され、セメント原料として再利用されます。掘削除去は、浄化の確実性と迅速性に優れた処理方法ですが、除去した土壌の適正処理にコストがかかる傾向があります。当社グループは、セメントのリサイクル原料に加工することにより、土壌の処理費用を低減することで、他社との差別化を図っております。また、さらなる競争力強化のため、VOC汚染土壌浄化施設及び重金属汚染土壌洗浄施設を名古屋リサイクルセンター内に設置し、処理方法の多様化を推進しております。

- ② 廃石膏ボードリサイクル事業・・・廃石膏ボードを選別・破碎・ふるい分け等により製造した石膏粉を石膏ボードメーカーに納品するとともに、石膏粉を主原料とした固化剤を製造販売しております。

- ③ その他・・・・・・・・・・・・（リサイクル事業）

主に廃蛍光灯の収集運搬及び破碎処理と廃乾電池、廃バッテリーの収集運搬を行っております。廃蛍光灯、廃乾電池は微量ながら水銀を含んでいるため、適正に水銀を回収しリサイクルを行っている最終処分業者に、また、廃バッテリーは鉛のリサイクルを適正に行っている中間処理業者に、それぞれ処理を委託しております。

（環境分析事業）

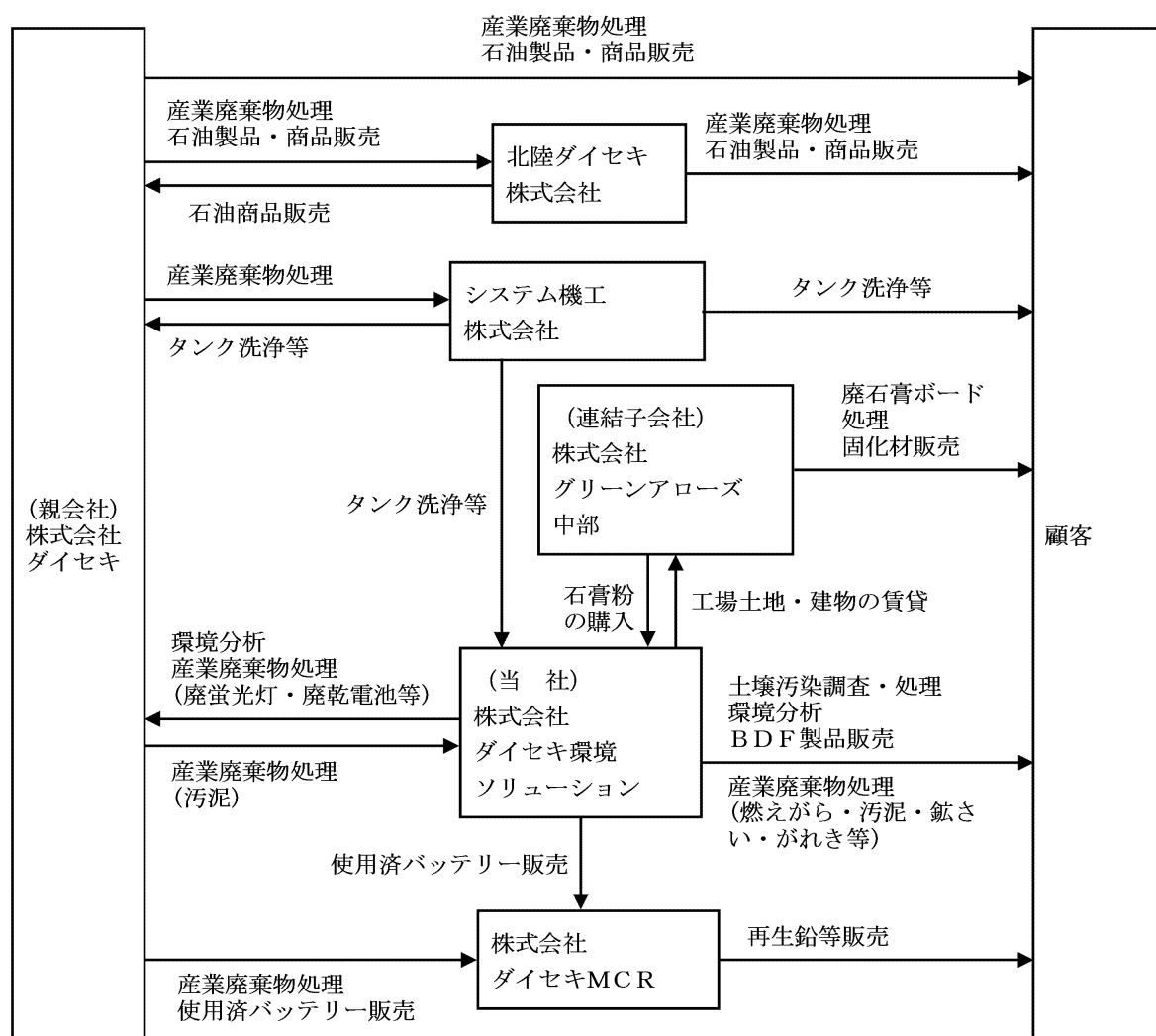
主に産業廃棄物及び土壌の分析を行っております。当社グループは、このような環境分析に関する「計量証明事業」の認定を受けているため、特に土壌の分析については、当社グループの加工したリサイクル原料の品質管理という観点から、原料を使用するセメント工場からの信頼性の向上に役立っております。

（BDF事業）

主に廃食油にメタノール等を加えエステル交換反応等により生成するバイオディーゼル燃料（BDF）を製造販売しております。

（その他）

主に賃貸マンション経営及びその他商品の販売を行っております。



当社グループは親会社である株式会社ダイセキを中心とする企業グループ（以下「ダイセキグループ」という。）の一員であります。ダイセキグループは産業廃棄物処理と資源リサイクルを主たる事業とし、連結子会社4社（当社、北陸ダイセキ株式会社、株式会社ダイセキMCR及びシステム機工株式会社）及び当社関係会社3社（株式会社グリーンアローズ中部、株式会社グリーンアローズ九州及び株式会社グリーンアローズホールディングス）で構成されております。当社グループは主として土壌汚染関連事業及び廃石膏ボードリサイクル事業を展開しておりますが、ダイセキグループで土壌汚染関連事業及び廃石膏ボードリサイクル事業を行っているのは当社グループのみであります。

なお、株式会社グリーンアローズ九州は当社の子会社に、また、株式会社グリーンアローズホールディングスは当社の関連会社に該当しますが、重要性が乏しいため上記事業系統図に記載しておりません。

2 主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
売上高 (千円)	—	—	—	—	7,509,441
経常利益 (千円)	—	—	—	—	600,272
当期純利益 (千円)	—	—	—	—	298,747
包括利益 (千円)	—	—	—	—	383,839
純資産額 (千円)	—	—	—	—	5,313,274
総資産額 (千円)	—	—	—	—	7,902,292
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	—	87,210.88
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	4,990.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	—	—	66.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	—	5.7
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	25.98
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	412,628
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△1,200,104
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	243,114
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	—	259,663
従業員数 (人)	—	—	—	—	92

- (注) 1. 第17期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、いずれも平成25年9月1日付株式分割（普通株式1株を100株に分割）前の発行済株式総数によって算定しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成21年2月	平成22年2月	平成23年2月	平成24年2月	平成25年2月
売上高 (千円)	9,040,270	6,991,115	5,229,995	7,227,499	6,853,282
経常利益 (千円)	1,028,718	651,524	146,314	400,196	461,713
当期純利益 (千円)	607,607	377,738	44,794	208,997	254,346
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	1,446,921	1,446,921	1,446,921	1,446,921	1,446,921
発行済株式総数 (株)	59,863	59,863	59,863	59,863	59,863
純資産額 (千円)	4,405,520	4,711,423	4,678,200	4,896,550	5,160,612
総資産額 (千円)	7,748,900	6,793,496	6,811,137	6,883,018	7,632,990
1株当たり純資産額 (円)	73,593.38	78,703.42	78,148.45	81,795.94	86,207.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	1,200 (—)	1,200 (—)	400 (—)	600 (—)	600 (—)
1株当たり当期純利益 (円)	10,149.96	6,310.04	748.29	3,491.25	4,248.80
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	56.8	69.3	68.6	71.1	67.6
自己資本利益率 (%)	14.6	8.2	0.9	4.3	5.0
株価収益率 (倍)	17.89	18.11	116.53	47.74	30.52
配当性向 (%)	11.8	19.0	53.4	17.1	14.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	542,584	1,157,606	10,662	809,763	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△559,317	△659,279	△266,287	77,955	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,833,746	△496,800	1,638	△472,099	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	580,830	582,356	328,370	743,990	—
従業員数 (人)	86	86	88	84	87

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

3. 第16期以前の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の損益等に重要性が乏しいため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額、1株当たり配当額及び1株当たり当期純利益は、いずれも平成25年9月1日付株式分割（普通株式1株を100株に分割）前の発行済株式総数によって算定しております。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

